(趣旨)

第1条 男女共同参画の推進に取り組む団体を平塚市男女共同参画推進登録団体(以下、「登録団体」 という。)として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の目的)

- 第2条 男女共同参画推進のためには、市民との連携及び協働により、関係情報を共有し、共通認識を 持ちながら共に取り組んでいくことが必要であるとの考え方から、男女共同参画に関する活動を行う 団体を登録することで、団体との相互理解と交流を深め、男女共同参画推進を図ることを目的とする。 (登録要件)
- 第3条 登録できる団体は、次の要件を満たしているものとする。
  - (1) 男女共同参画に関する活動を行う団体
  - (2) 会員数が概ね5人以上であり、その過半数が市民(在住・在勤・在学)で構成されている団体
  - (3)活動の拠点及び活動の範囲が市内にあり、申請時現在1年以上継続して活動している団体
  - (4) 会則及び会員名簿が整備されている団体
  - (5) 政治・宗教・営利を目的としていない団体
  - (6) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する事業に参加又は協力できる団体であること。

(登録申請)

- 第4条 登録の申請をしようとする団体は、平塚市男女共同参画推進登録団体登録申請書(第1号様式) に次に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。
  - (1) 規約等
  - (2) 会員名簿

(登録の可否)

第5条 市は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、 平塚市男女共同参画推進登録団体登録結果通知書(第2号様式)により前条に規定する申請をした団 体に通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 前条の規定による登録の決定を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、第4条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに平塚市男女共同参画推進登録団体登録変更届(第3号様式)を市に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第7条 登録団体は、登録を辞退しようとするときは、平塚市男女共同参画推進登録団体登録辞退届出書(第4号様式)を速やかに市に届けなければならない。

(登録の取消)

第8条 市は、登録団体の要件を満たさないと明らかになったとき、その他、適当でないと認められる 場合は、登録を取り消すことができる。

(登録団体の支援)

- 第9条 市は、登録団体に対し次に掲げる支援を行うことができる。
- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の提供
- (2) 登録団体及び登録団体の活動に関する情報発信の場の提供

## (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附則

この要領は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。